

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、国民健康保険法による国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年3月26日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第1の30の項の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。</p> <p>&lt;資格(被保険者)情報の管理に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認</li> <li>・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認</li> <li>・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付</li> </ul> <p>&lt;保険料の賦課・徴収管理に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の算定のための所得の管理</li> <li>・保険料の賦課計算、決定及び徴収</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定</li> </ul> <p>&lt;給付管理に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給</li> <li>・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給</li> <li>・高額療養費の多数回該当の引き継ぎ</li> <li>・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給</li> <li>・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給</li> <li>・一部負担金減免による申請及び決定</li> <li>・他の法令による医療に関する給付との調整</li> <li>・傷病手当金等の支給</li> <li>・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償</li> <li>・保険給付の一時差止</li> </ul> <p>&lt;保健事業に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に対する健康診査及び保健指導</li> <li>・生活習慣病の重症化予防</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務</li> </ul> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下、「国保中央会」という。)が、本市からの委託を受けて、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者向け中間サーバー等における期間別符号取得事務</li> </ul> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)が、本市からの委託を受けて、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>*なお、関係する部署および機関との特定個人情報ファイル等の流れについて、別添1に記す。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>



システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(*1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(*1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>&lt;符号管理機能&gt;  情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>&lt;情報照会機能&gt;  情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>&lt;情報提供機能&gt;  情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>&lt;既存システム接続機能&gt;  中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>&lt;情報提供等記録管理機能&gt;  特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>&lt;情報提供データベース管理機能&gt;  特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>&lt;データ送受信機能&gt;  中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>&lt;セキュリティ管理機能&gt;  セキュリティを管理する機能。</p> <p>&lt;職員認証・権限管理機能&gt;  中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;システム管理機能&gt;  バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

**システム4**

①システムの名称 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム」(\*)という。)  
\* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

②システムの機能

＜資格継続業務＞  
(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(\*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。  
(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。  
また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。

＜高額該当回数引き継ぎ業務＞  
(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)  
市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。  
(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)  
転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。

＜オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供＞  
(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信  
市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(\*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。  
(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信  
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。

\* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。

③他のシステムとの接続

<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
<input type="checkbox"/> その他 (	)

システム5									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下、「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、国保中央会及び支払基金(以下、「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>&lt;資格履歴管理事務に係る機能&gt;</p> <p>1 資格履歴管理(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。</li> <li>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</li> </ul> <p>2 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</li> </ul> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>&lt;情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能&gt;</p> <p>1 機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。</li> <li>・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</li> </ul> <p>2 情報照会及び情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</li> </ul> <p>3 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</li> </ul> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>&lt;本人確認事務に係る機能&gt;</p> <p>個人番号取得 及び基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								

### 3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性

<資格に関する事務>  
・前医療保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行う必要があるため。

<賦課に関する事務>  
・転入前市町村から被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行う必要があるため。

<給付に関する事務>  
・他保険者等の給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行う必要があるため。

<収納に関する事務>  
・他保険者等の収納情報を正確に取得する等により収納事務を適正に行う必要があるため。

<オンライン資格確認の準備業務>  
・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。

②実現が期待されるメリット

<資格に関する事務>  
・他法の被保険者情報について情報提供を得られれば、従来では把握できなかった国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確な被保険者資格の適正化が実現できる。

<賦課に関する事務>  
・市外転入者の所得情報がシステム連携等が可能になれば、これまで文書による照会や添付書類により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。

<給付に関する事務>  
・他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国民健康保険との間で給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。

<収納に関する事務>  
・他保険者等の収納情報のシステム連携等が可能になれば、これまで文書による照会により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。

<オンライン資格確認の準備業務>  
・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。

### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項
- ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
- ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
- ・国保法第113条の3 第1項及び第2項



**6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※**

①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">                     &lt;選択肢&gt;                      1) 実施する                      2) 実施しない                      3) 未定                 </p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号別表第2の42、43、44、45、46及び121の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</li> </ul> <p>第25条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号)、第25の2条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)及び第26条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</li> </ul> <p>第1条(第1号、第2号)、第2条(第3号、第4号、第5号、第8号、第11号及び第17号)、第3条(第4号、第5号、第6号、第9号、第11号及び第12号)、第4条(第1号、第2号)、第5条(第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、第8条(第3号)、第10条の2(第2号)、第11条の2(第2号)、第12条の3(第1号)、第15条(第1号)、第19条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、第20条(第9号)、第22条の2(第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、第24条の2(第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号)、第25条(第3号、第7号、第8号)、第31条の2(第4号、第5号、第6号、第7号、第9号及び第10号)、第33条、第41条の2(第3号)、第43条(第3号、第5号、第7号)、第44条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、第46条(第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号)、第49条(第2号)、第53条(第1号、第2号及び第5号)、第55条の2(第1号及び第2号)及び第59条の3(第3号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国保法第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

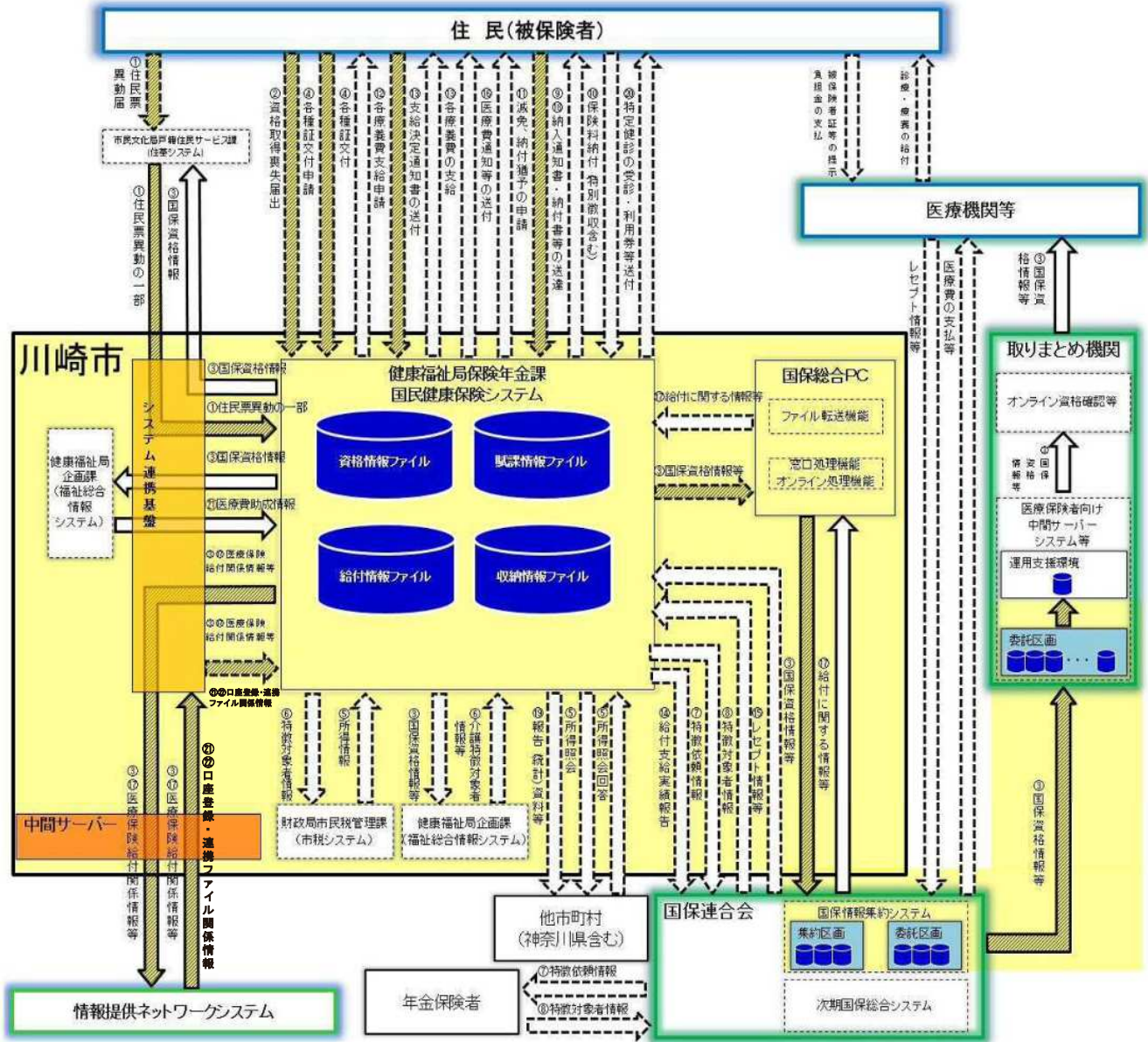
**7. 評価実施機関における担当部署**

①部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長

**8. 他の評価実施機関**

--

(別添1) 事務の内容



- 評価の範囲
- 特定個人情報の流れ(システム連携)
- 特定個人情報の流れ(媒体連携等)
- 特定個人情報以外の情報の流れ(システム連携)
- 特定個人情報以外の情報の流れ(媒体連携等)

(備考)

<資格(被保険者)情報の管理に関する事務>

- ①住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認／被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認
- ②被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認
- ③被保険者の国保資格情報の連携
- ④被保険者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付

<保険料の賦課・徴収管理に関する事務>

- ⑤保険料の算定等のための所得の把握
- ⑥保険料の徴収方法の決定等に関する情報(特別徴収に係る調査等)
- ⑦特別徴収の対象となる年金保険者の情報連携
- ⑧特別徴収の対象者となった年金保険者の情報連携
- ⑨保険料決定(更正)通知書等の発布
- ⑩保険料等の徴収
- ⑪保険料等の減免、納付猶予等の申請受理及び決定
- ⑫口座登録・連携ファイル関係情報の取得

<給付管理に関する事務>

- ⑬各給付申請受理、確認
- ⑭各給付申請内容に基づき給付決定及び支給
- ⑮療養費等支給実績に関する報告
- ⑯レセプト情報を受領し、過誤・不当の確認
- ⑰医療費通知情報及び高額療養費情報を受領し、被保険者に医療費通知及び高額療養費通知を送付
- ⑱被保険者の国保給付情報の連携
- ⑲保険給付金の返還請求通知の発布
- ⑳口座登録・連携ファイル関係情報の取得

<その他>

- ⑳調整交付金等資料及び都道府県が納付金算定に必要な情報等(市町村基礎ファイル)を都道府県へ提供
- ㉑保健事業に係る特定健診の受診及び利用券等の送付
- ㉒医療費助成情報の受理

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**特定個人情報ファイルの記録項目**

<住記・宛名情報>

項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称
1	宛名番号	11	住所_行政区1コード	21	続柄コード	31	在留期間_至
2	履歴番号	12	氏名	22	住民年月日	32	異動事由コード
3	住民種別コード	13	氏名カナ	23	住民届出年月日	33	登録年月日
4	住記外国人住民状態コード	14	通称名	24	住定年月日	34	異動年月日
5	住民状態コード	15	通称名カナ	25	住定届出年月日	35	届出年月日
6	世帯番号	16	併記名	26	住なく年月日	36	処理年月日
7	住所_住所区分	17	生年月日	27	住なく届出年月日	37	発行停止区分
8	住所_住所名1	18	性別コード	28	国籍コード	38	個人番号
9	住所_方書名	19	世帯主氏名	29	在留資格コード	39	
10	住所_郵便番号	20	世帯主氏名カナ	30	在留期間_自	40	

<資格情報>

項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称		
1	宛名番号	11	適用終了届出年月日	21	喪失受付年月日	31	退職非該当異動年月日	41	交付方法コード	51	申請年月日
2	個人所得番号	12	適用終了受付年月日	22	喪失異動年月日	32	退職非該当異動事由コード	42	回収年月日	52	校番
3	国保番号	13	適用終了異動年月日	23	喪失異動事由コード	33	市町村被保険者ID	43	回収区分	53	
4	国保得喪番号	14	適用終了異動事由コード	24	退職区分	34	証区分	44	証作成年月日	54	
5	資格区分	15	適用終了全部一部区分	25	退職該当届出年月日	35	短期証期間	45	保険者番号	55	
6	適用開始届出年月日	16	取得届出年月日	26	退職該当受付年月日	36	一般退職区分	46	保険者名称カナ	56	
7	適用開始受付年月日	17	取得受付年月日	27	退職該当異動年月日	37	有効期限	47	保険者名称	57	
8	適用開始異動年月日	18	取得異動年月日	28	退職該当異動事由コード	38	交付年月日	48	高齢所得区分	58	
9	適用開始異動事由コード	19	取得異動事由コード	29	退職非該当届出年月日	39	交付場所	49	所得区分	59	
10	適用開始全部一部区分	20	喪失届出年月日	30	退職非該当受付年月日	40	交付区分	50	負担割合	60	

<賦課情報>

項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称
1	相当年度	11	支退有無区分	21	軽減3号該当区分	31	課税軽減平等割額	41	課税支退被扶養数	51	減免事由コード
2	国保番号	12	介護有無区分	22	課税医療世帯区分	32	課税軽減合計額	42	課税介護被扶養数	52	更生処理区分
3	更生年月日	13	介護有無区分	23	課税介護世帯区分	33	課税限度超過額	43	課税介護本人数	53	確定賦課額
4	更生理由1	14	軽減判定総所得	24	課税介護世帯区分	34	課税賦課額	44	課税介護被扶養数	54	医療確定取課額
5	課税年度	15	軽減判定被扶養数	25	課税均等割額	35	課税月割増減額	45	課税国保加入月数	55	医療確定取課額
6	当期	16	軽減判定基準日	26	課税資産割額	36	課税医療被扶養数	46	課税支退加入月数	56	支退確定取課額
7	納付手段コード	17	軽減判定主区分	27	課税均等割額	37	課税支退本人数	47	課税介護加入月数	57	支退確定取課額
8	併納納付手段コード	18	軽減保留区分	28	課税平等割額	38	課税支退被扶養数	48	月割課課額	58	介護確定取課額
9	支退有無区分	19	軽減区分	29	課税算出合計額	39	課税支退被扶養数	49	減免額	59	介護確定取課額
10	支退有無区分	20	軽減割合	30	課税軽減均等割額	40	課税支退本人数	50	減免率	60	

<給付情報>

項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称		
1	レセプト番号	21	費用額	41	国保食事療養費日数	61	不当区分	81	取扱年月	101	請求書情報診療科	121	食事差額_日数
2	国保番号	22	薬剤一部負担額	42	国保食事療養費金額	62	過診該当区分	82	レセプト状態サイン	102	乳幼児加算	122	食事差額_食事費
3	宛名番号	23	一部負担額	43	国保食事療養費標準負担額	63	再審区分	83	補正データ区分	103	慢性疾患	123	療養費_補装具種
4	課非区分	24	高額療養費一部負担額	44	減免割合	64	振替区分	84	保険者番号	104	処方箋回数	124	高額計算費用用部
5	医療機関コード	25	患者負担額	45	減免区分	65	第三者区分	85	本人家族区分	105	入院日	125	一部負担額_国保
6	診療科コード	26	保険者負担額	46	減免点数	66	特例区分	86	国保分金額	106	退院日	126	一部負担額_公費
7	処理年月	27	国保優先額	47	減免金額	67	再計算保留区分	87	国保分高額療養費	107	外泊日数	127	公費按分用一部負担
8	点数表コード	28	他法優先額	48	減免年月日	68	過診事由コード	88	国保分一部負担	108	マル管不算定	128	出産区分
9	種別コード	29	前期高齢者一部負担額	49	減免決定年月日	69	再審事由コード	89	第1公費_金額	109	入院時医学管理料	129	出産育児一時金
10	給付コード	30	公費法則コード	50	猶予一部負担額	70	支給額	90	第1公費_高額療養費	110	疾病コード	130	子宛番号
11	診療年月	31	公費府県コード	51	猶予申請年月日	71	申請年月日	91	第2公費_金額	111	D P C フラグ	131	申請者宛番号
12	診療開始年月日	32	公費番号	52	国保食事療養費日数	72	支給決定年月日	92	第2公費_高額療養費	112	レセプトフラグ	132	申請者氏名
13	診療実日数	33	公費診療日数	53	国保食事療養費金額	73	支給年月日	93	食事金額	113	第三者行為	133	申請者住所
14	点数表	34	公費点数	54	入外コード	74	支給決定区分	94	第1公費_食事金額	114	任意給付	134	申請者電話番号
15	転帰コード	35	公費薬剤一部負担額	55	給付割合コード	75	強制保留区分	95	第2公費_食事金額	115	病院判定コード	135	申請者該当者間併
16	初診回数	36	公費一部負担額	56	マル長コード	76	給付一時停止該当区分	96	本人家族内外	116	プリント用診療科	136	葬祭費金額
17	初診点数	37	公費患者負担額	57	特殊コード	77	充当金額	97	高額種別	117	食事区分	137	管区コード
18	再診回数	38	公費食事療養費日数	58	割引コード	78	未納額	98	増減点数	118	医療調査票出力区分	138	
19	指導管理有無区分	39	公費食事療養費金額	59	高額対象区分	79	振込先口座	99	食事増減点数	119	在給診等患者	139	
20	調剤基本有無区分	40	公費食事療養費負担額	60	給付該当区分	80	審査結果コード	100	請求年月	120	再請求給付割合	140	

<収納情報>

項目	名称	項目	名称	項目	名称	項目	名称
1	宛名番号	11	納付額	21	納付連番	31	納付手段
2	課税年度	12	納付延滞金	22	調定基準日	32	不能欠損有無区分
3	相当年度	13	懐収日	23	納通発布日	33	執行停止有無区分
4	通知番号	14	収入日	24	督促発布日	34	差押有無区分
5	期別コード	15	納期限	25	催告発布日	35	参加差押有無区分
6	会計年度	16	変更前納期限	26	返戻公示通知書区分	36	交付要求有無区分
7	欠損会計年度	17	法定納期限	27	返戻公示区分	37	延滞金免除有無区分
8	国保番号	18	繰上徴収日	28	特効中断日	38	徴収猶予有無区分
9	調定金額	19	還付有無区分	29	処分事由コード	39	換価猶予有無区分
10	確定延滞金	20	充当有無区分	30	特効予定日	40	納付種類

<口座登録・連携ファイル関係情報>

項目	名称
1	金融機関コード
2	金融機関名 (カナ)
3	店番
4	支店名 (カナ)
5	預貯金種目コード

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主
その必要性	国民健康保険の被保険者に係る資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付及び収納事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成及び所得状況等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;識別情報&gt; ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。</li> <li>&lt;連絡先等情報&gt; ・4情報:対象者の特定及び送付先等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を資格管理するために保有する。</li> <li>&lt;業務関係情報&gt; ・地方税関係情報:保険料賦課の算定及び保険給付を行うために保有する。 ・医療保険関係情報:資格管理、保険料賦課の算定及び保険給付を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理及び保険給付を行うために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料賦課の算定を行うために保有する。 ・雇用・労働関係情報:保険料賦課の算定を行うために保有する。 ・年金関係情報:保険料賦課の算定を行うために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局生活保護・自立支援室 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 神奈川県国保連合会 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
③入手の時期・頻度	<p>&lt;本人又は本人の代理人から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等による申請を受けた都度入手する。</li> </ul> <p>&lt;評価実施期間内の他部署から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報及び連絡先等情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。</li> <li>・地方税関係情報は、異動が生じた際に月次で入手する(年約12回)。</li> <li>・医療保険関係情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報は、異動が生じた際に月次で入手する(年約6回)。</li> <li>・年金関係情報は、異動が生じた際に月次で入手する(年約12回)。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。</li> </ul> <p>&lt;地方公共団体・地方独立行政法人から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村等に照会が必要が生じた際に都度入手する。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険関係情報(被保険者情報)は、平成30年4月1日以後に、日次で入手する。</li> <li>・医療保険関係情報(高額該当引き継ぎ情報)は、平成30年4月1日以後に、月次で入手する(年約12回)。</li> </ul>
④入手に係る妥当性	<p>&lt;本人又は本人の代理人から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第1の30の項の規定による。</li> </ul> <p>&lt;評価実施期間内の他部署から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第14条第1項の規定による。</li> </ul> <p>&lt;地方公共団体・地方独立行政法人から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第2の42、43、44及び45の項の規定による。</li> <li>・番号法第14条第2項の規定による。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格及び給付の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が国民健康保険事業を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</li> </ul>
⑤本人への明示	<p>&lt;本人又は本人の代理人から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第1の30の項により明示。</li> </ul> <p>&lt;評価実施期間内の他部署から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項に基づく条例により明示。</li> </ul> <p>&lt;地方公共団体・地方独立行政法人から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づき、本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会から入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保法第113条の3、国保法施行規則第44条の2及び第44条の3により明示。</li> </ul>
⑥使用目的 ※	国民健康保険被保険者の資格管理、保険料賦課の算定、保険給付の支給及び収納管理を正確かつ効率的に行うため。
変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保険医療政策部、各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<資格情報の管理に関する事務> ・被保険者の資格情報の管理、照会及び各種証の発行 <保険料の賦課・徴収管理に関する事務> ・被保険者の賦課情報の管理、照会、保険料額の決定及び徴収 <給付管理に関する事務> ・被保険者の給付情報の管理、照会、給付支給額の決定及び支給							
	情報の突合 ※	<資格情報の管理に関する事務> ・被保険者の資格取得喪失等の管理のため申請情報、識別情報及び医療保険関係情報と突合する。 <保険料の賦課・徴収管理に関する事務> ・被保険者の保険料賦課額決定等の管理のため申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報及び年金関係情報と突合する。 <給付管理に関する事務> ・被保険者の各種保険給付の支給等の管理のため申請情報、地方税関係情報及び医療保険関係情報と突合する。							
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は実施しない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・資格取得喪失の認定 ・各種証の交付 ・保険料賦課額の決定 ・保険給付の決定							
⑨使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( 4 ) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	国保システム運用保守業務	
①委託内容	ハードウェア・ソフトウェア、環境メンテナンス、機能改善、ソースプログラム及びデータベースの保守・管理、監視、解析、障害対応等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用管理等のためには、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 運用・保守専用のシステム環境 )	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	日本電気 株式会社 神奈川支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用保守業務の一部を再委託



委託事項2～5		
委託事項2	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	神奈川県国保連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

<b>委託事項3</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		神奈川県国保連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

<b>委託事項4</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 28 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 18 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5の項	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (       )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先6</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9の項	
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (       )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の12の項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の22の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先13</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先14</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の33の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



<b>提供先17</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の46の項
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先18</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先19</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先20</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の78の項
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

## II 特定個人情報ファイルの概要

<b>提供先21</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先22</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先23</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の88の項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先24</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の93の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先25</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先26</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度





<b>移転先1</b>	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第10号に規定する住民基本台帳の記載事項
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	健康福祉局長寿社会部介護保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の93の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

<b>移転先3</b>	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の22の項
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先4</b>	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の62の項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

<b>移転先5</b>	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の87の項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の97の項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

<b>移転先7</b>	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 条例別表第2の2の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険の給付に関する情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「介護保険給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先8</b>	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の80の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

<b>移転先9</b>	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号表別表第2の120の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先10</b>	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の33の項
②移転先における用途	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先11～15	
移転先11	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の34の項
②移転先における用途	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、川崎市 重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医 療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙  )         </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先12	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の35の項
②移転先における用途	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、川崎市重度障害者医療費助成 条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に 関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙  )         </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

<b>移転先13</b>	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の9の項
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先14</b>	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の26の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度



<b>移転先15</b>	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の36の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に 関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公 営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、国民年金法による年金の被保険者の資 格に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しく は給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の 支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療 に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立 支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給 付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定 医療費の支給に関する情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情報 であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先16～20</b>	
<b>移転先16</b>	財政局税務部市民税管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の27の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

<b>移転先17</b>	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の109の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
<b>移転先18</b>	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の17の項
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 ※

<国保システムにおける措置>  
 ・セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。  
 <システム連携基盤における措置>  
 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。  
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。  
 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②保管期間

期間	<選択肢> 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
その妥当性	・国保法第110条及び第110条の2の規定により保険料賦課及び徴収権等は原則2年を経過したときには、時効により消滅する。ただし、時効の中断等の事由が生じた場合については、中断事由に応じた対応とするため、期間を定めていない。なお、国民健康保険情報は、異動が生じた時点から当該年度を含めて、5年間の保管期間を定め、保管期間終了後、消去する。

③消去方法

<国保システムにおける措置>  
 ・システムのデータクレンジング機能にて消去を行う。  
 ・ディスク交換やハード更改等の際は、国保システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。  
 <システム連携基盤における措置>  
 ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。  
 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システム連携基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。  
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。  
 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

**7. 備考**

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施するとともに、届出書のチェック欄にて複数人による確認を行い、証跡として残す。</li> <li>・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種届出書や他市町村及び他部署からの情報の受理の際には、必要な情報のみを受理している。</li> <li>・システム等は利用する職員の権限を限定している。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。</li> <li>・照会等する際には、システムにアクセス権限設定を行い、不必要な情報へのアクセスを制限している。</li> <li>・システムによる操作を行った際には、誰が、いつ、どのように入手したかをシステム内に記録(ログ)している。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCは専用回線を用いるとともに、指定されたインターフェースのみ情報を受理できるよう制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国保システムでの番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。
その他の措置の内容	国保総合PCにおける措置として、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	<国保総合PC以外における措置> ・国保システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課長が行っている。 ・所管課による異動届に基づき所管課長又は代理者が設定の変更を行い、その記録は都度更新し保管している。
アクセス権限の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	・定期的アクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。
特定個人情報の使用の記録	[    記録を残している    ]            <選択肢> 1) 記録を残している            2) 記録を残していない
具体的な方法	国保システム及び国保総合PCでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 当該記録については、一定期間保持することとしている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・作業者を限定及び管理するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システムの的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業者及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	



	の内容及びルール遵守の確認方法	必要な場合は、本市職員が現地調査を行い、又は報告を定めることも可能とする。
特定個人情報の消去ルール		[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の複写及び第三者への提供の禁止</li> <li>・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。</li> </ul> <p>2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。</p> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p style="text-align: center;">[          定めている          ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている                                 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守</li> <li>・機密保持</li> <li>・再委託の禁止又は制限</li> <li>・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・情報の複写及び複製の禁止</li> <li>・情報の帰属</li> <li>・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等</li> <li>・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室</li> <li>・事故発生時における報告義務</li> <li>・情報セキュリティの確保に必要な管理事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p style="text-align: center;">[          十分に行っている          ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っていない     2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない                 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[          十分である          ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                     2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。</li> <li>システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。</li> <li>同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。</li> <li>システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。</li> <li>操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。</li> <li>閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。</li> <li>システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。</li> <li>特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。</li> <li>閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。</li> <li>庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。</li> <li>システム連携基盤において、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することはできない仕組みとなっている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;  ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;  ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;  ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <p>①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p>

リスクへの対策は十分か

「力」

」

1) 特に力を入れている

2) 十分である

|

## リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <p>①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

## リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <p>①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <システム連携基盤における措置>

①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。

③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

### <中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;国保システム及びシステム連携基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> </ul> <p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末設置場所は、入退館管理をしている。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;国保システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。</li> <li>・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。</li> </ul> <p>&lt;システム連携基盤における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</li> <li>・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> ・国保システムに登録したの情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>&lt;国保総合PC以外における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。</li> <li>・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉碎を行うとともに、その記録を残している。</li> <li>・国保システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。</li> <li>・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分にやっている ] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul>
②監査	[ 十分にやっている ] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<内部監査> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。</li> <li>・監査の結果については、事務を所管する局長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</li> </ul> <外部監査> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。</li> <li>・監査の結果については、事務を所管する局長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</li> </ul>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分にやっている ] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市国民健康保険システム及び後期高齢者医療システム情報セキュリティ実施要領に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。</li> <li>・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
3. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <取りまとめ機関における措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2632</li> <li>・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108</li> </ul>
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
特記事項	—
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 無料 ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>(手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、実費を負担。)</span> <span>1) 有料      2) 無料</span> </div>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っている ]</span> <span>&lt;選択肢&gt;</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span></span> <span>1) 行っている      2) 行っていない</span> </div>
個人情報ファイル名	国民健康保険業務ファイル
公表場所	川崎市ホームページ ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html">https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html</a> )
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2632</li> </ul>
②対応方法	—

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和2年1月8日から2月28日までの52日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	・特定個人情報の消去や記録媒体廃棄等における記録管理についての意見 ・上記運用を含めた評価書の表記不足に対する指摘 ・重大事故再発防止に向けた委託事業者の管理徹底に関する意見
⑤評価書への反映	寄せられた意見及び意見に対する考え方を回答として意見募集の実施結果に取りまとめた。回答については、本市のホームページにて、公表し、当該実施結果における意見内容を評価書へ反映する旨の記述をしたものについては、本評価書への反映を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年3月26日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施した。
③結果	重大事故発生に伴うしきい値判断見直しに関する国民健康保険法による国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。</li> <li>・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。</li> <li>・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。</li> </ul>	事後	形式的な変更であるため重要な変更当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> <li>・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul>	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> <li>・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末設置場所は、入退館管理をしている。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容) 1/2	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。</li> <li>・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</li> <li>・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> </ul>	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。</li> <li>・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</li> <li>・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策具体的な対策の内容)2/2	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照らし、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容を国保ハイアップシステムに入力後、システムに入力された内容と照らし、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にならない



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	・保険料軽減や減免などの賦課に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 ・市民税主管課から提供を受ける税所得データについて、国民健康保険料の算定に必要な情報のみを選定して受領している。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、保険料軽減や減免などの賦課に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 また、市民税主管課から提供を受ける税所得データについて、国民健康保険料の算定に必要な情報のみを選定して受領している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。また、調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容)	個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	国保ハイアップシステムにおける特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報に記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報に記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法)	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。当該記録については、一定期間保持することとしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者を与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは行えない。	・国保ハイアップシステム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者には与えていない。 ・国保ハイアップシステムと委託業者(個人番号を含まない)との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託者から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2: 特定個人情報情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。</li> <li>・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。</li> <li>また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</li> </ul>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3: 特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。</li> <li>・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。</li> <li>・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。</li> </ul>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容を国保ハイアップシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・国保総合PCにおける措置として、入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	・保険給付に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 ・市民税主管課から提供を受ける税所得データについて、保険給付の自己負担限度額の算定に必要な情報のみを選定して受領している。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、保険給付に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 また、市民税主管課から提供を受ける税所得データについて、保険給付の自己負担限度額の算定に必要な情報のみを選定して受領している。 ・国保総合PCにおける措置として、入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。また、調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。 ・国保総合PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないこと、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容)	個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保ハイアップシステムにおける措置として、個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。</li> <li>・国保総合PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても本市の国保ハイアップシステムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容)	個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。</li> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。</li> <li>・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保ハイアップシステムにおける特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。</li> <li>・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。</li> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市及び他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</li> </ul>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスク リスクに対する措置の内容) 1/2	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容) 2/2	(新規)	・国保総合PCにおける措置として、本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続地点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用) リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容)	(新規)	国保総合PCにおける措置として、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用) リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法)	国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。	・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法)	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	国保ハイアップシステム及び国保総合PCでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 当該記録については、一定期間保持することとしている。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは行えない。	・国保ハイアップシステム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・国保総合PCは、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は、国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・国保ハイアップシステムと国保総合PC又は委託業者(個人番号を含まない)との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書に明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行うことも可能とする。	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書に明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めるとも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託先と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めるとも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	-	<国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破壊する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1:特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> <li>・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> <li>・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</li> <li>・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末設置場所は、入退館管理をしている。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1:特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)1/2	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(市内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。</li> <li>・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</li> <li>・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> </ul>	<p>【国保ハイアップシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(市内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。</li> <li>・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。</li> </ul> <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。</li> <li>・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1:特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)2/2	<p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	<p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報</li> </ul>	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2:特定個人情報情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。</li> <li>・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。</li> <li>また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。</li> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。</li> <li>・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</li> </ul>	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル)</p> <p>7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3:特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)</p>	<p>・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。</p> <p>・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。</p>	<p>・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。</p> <p>・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。</p> <p>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。</p> <p>・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・保険料賦課の情報については、保険料賦課の届出書の受理に際して、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施している。 ・収納システムでは、保険料賦課の対象者の情報を追加・訂正・削除することはできない。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、保険料収納の届出書の受理に際して、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施している。また、国保ハイアップシステムでは、保険料収納の対象者の情報を追加・訂正・削除することはできない。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	収納事務の遂行に必要なデータ以外はシステムに入力できない。	国保ハイアップシステムにおける措置として、収納事務の遂行に必要なデータ以外はシステムに入力できない。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。また、調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正	個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	国保ハイアップシステムにおける措置として、個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手した特定個人情報が不正 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	国保ハイアップシステムにおける特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法)	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証拠の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。当該記録については、一定期間保持することとしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは行えない。	・国保ハイアップシステム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・国保ハイアップシステムと委託業者(個人番号を含まない)との間の情報の授受において使用される電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子的記録媒体は施錠保管する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 取納情報ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。</li> <li>・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。</li> </ul>	事後	<p>リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先に提供の際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	・委託先に提供の際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2:特定個人情報情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3:特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(主務省令事項を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号)、43の項、44の項(主務省令事項を定める命令第26条)、45の項、46の項  ・情報提供の根拠 番号法第19条第5号、第7号 別表第2の1の項(主務省令事項を定める命令第1条第1号、第2号)、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第12号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号)、4の項(主務省令事項を定める命令第4条第1号、第2号)、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、17の項、22の項、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号第5号)、27の項(主務省令事項を定める命令第20条第8号)、30の項、33の項、39の項、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号、第7号、第8号)、46の項、58の項、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号、第5号、第7号)、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号)、88の項、93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号)、97の項、106の項、109の項	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)の欄に記載のとおり	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	<input type="checkbox"/> 提供を行っている( 15)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている( 7)件	<input type="checkbox"/> 提供を行っている( 17)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている( 7)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16)	(新規)	国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の39の項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17)	(新規)	地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の58の項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	<input type="checkbox"/> 提供を行っている( 12)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている( 7)件	<input type="checkbox"/> 提供を行っている( 15)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている( 7)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13)	(新規)	<p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の33の項</p> <p>②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14)	(新規)	<p>国家公務員共済組合</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の39の項</p> <p>②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主</p> <p>⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 照会を受けた都度</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15)	(新規)	<p>地方公務員共済組合</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の58の項</p> <p>②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主</p> <p>⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 照会を受けた都度</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅰ 基本情報」5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2の42、43、44、45及び46の項	・番号法第19条第8号別表第2の42、43、44、45及び46の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅰ 基本情報」5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	・番号法第19条第8号別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	-	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」 5. 特定個人情報の提供・移 転 ルール内容及びル ール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づ く条例に規定される事項に限り提供又は移転す る。	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基 づく条例に規定される事項に限り提供又は移転 する。	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク1:目的外の入手 が行われるリスク リスクに対 シユル措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に 基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供 者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に 基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供 者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」3. 特定 個人情報の入手・使用 ④入 手に係る妥当性	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手 > ・番号法第19条第7号に基づき、	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手 > ・番号法第19条第8号に基づき、	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」3. 特定 個人情報の入手・使用 ⑤本 人への明示	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手 > ・番号法第19条第7号に基づき、	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手 > ・番号法第19条第8号に基づき、	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定 個人情報の提供・移転(委託 に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1の項	番号法第19条第8号 別表第2の1の項	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定 個人情報の提供・移転(委託 に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の2の項	番号法第19条第8号 別表第2の2の項	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の3の項	番号法第19条第8号 別表第2の3の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の4の項	番号法第19条第8号 別表第2の4の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の5の項	番号法第19条第8号 別表第2の5の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の9の項	番号法第19条第8号 別表第2の9の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の12の項	番号法第19条第8号 別表第2の12の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の15の項	番号法第19条第8号 別表第2の15の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17の項	番号法第19条第8号 別表第2の17の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の22の項	番号法第19条第8号 別表第2の22の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26の項	番号法第19条第8号 別表第2の26の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の30の項	番号法第19条第8号 別表第2の30の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の33の項	番号法第19条第8号 別表第2の33の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の39の項	番号法第19条第8号 別表第2の39の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の42の項	番号法第19条第8号 別表第2の42の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の46の項	番号法第19条第8号 別表第2の46の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の58の項	番号法第19条第8号 別表第2の58の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の62の項	番号法第19条第8号 別表第2の62の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の78の項	番号法第19条第8号 別表第2の78の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80の項	番号法第19条第8号 別表第2の80の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87の項	番号法第19条第8号 別表第2の87の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の88の項	番号法第19条第8号 別表第2の88の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の93の項	番号法第19条第8号 別表第2の93の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の97の項	番号法第19条第8号 別表第2の97の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の106の項	番号法第19条第8号 別表第2の106の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の109の項	番号法第19条第8号 別表第2の109の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「II ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の120の項	番号法第19条第8号 別表第2の120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	右記を追記	情報提供ネットワークシステムから国民健康保険システムへ「①②③口座登録・連携ファイル関係情報」の連携を追加	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<p>&lt;資格(被保険者)情報の管理に関する事務&gt; (省略)</p> <p>&lt;保険料の賦課・徴収管理に関する事務&gt;</p> <p>⑤保険料の算定等のための所得の把握</p> <p>⑥保険料の徴収方法の決定等に関する情報 (特別徴収に係る調査等)</p> <p>⑦特別徴収の対象となる年金保険者の情報連携</p> <p>⑧特別徴収の対象者となった年金保険者の情報連携</p> <p>⑨保険料決定(更正)通知書等の発布</p> <p>⑩保険料等の徴収</p> <p>⑪保険料等の減免、納付猶予等の申請受理及び決定</p> <p>&lt;給付管理に関する事務&gt;</p> <p>⑫各給付申請受理、確認</p> <p>⑬各給付申請内容に基づき給付決定及び支給</p> <p>⑭療養費等支給実績に関する報告</p> <p>⑮レセプト情報を受領し、過誤・不当の確認</p> <p>⑯医療費通知情報及び高額療養費情報を受領し、被保険者に医療費通知及び高額療養費通知を送付</p> <p>⑰被保険者の国保給付情報の連携</p> <p>⑱保険給付金の返還請求通知の発布 (省略)</p>	<p>&lt;資格(被保険者)情報の管理に関する事務&gt; (省略)</p> <p>&lt;保険料の賦課・徴収管理に関する事務&gt;</p> <p>⑤保険料の算定等のための所得の把握</p> <p>⑥保険料の徴収方法の決定等に関する情報 (特別徴収に係る調査等)</p> <p>⑦特別徴収の対象となる年金保険者の情報連携</p> <p>⑧特別徴収の対象者となった年金保険者の情報連携</p> <p>⑨保険料決定(更正)通知書等の発布</p> <p>⑩保険料等の徴収</p> <p>⑪保険料等の減免、納付猶予等の申請受理及び決定</p> <p>⑫口座登録・連携ファイル関係情報の取得</p> <p>&lt;給付管理に関する事務&gt;</p> <p>⑫各給付申請受理、確認</p> <p>⑬各給付申請内容に基づき給付決定及び支給</p> <p>⑭療養費等支給実績に関する報告</p> <p>⑮レセプト情報を受領し、過誤・不当の確認</p> <p>⑯医療費通知情報及び高額療養費情報を受領し、被保険者に医療費通知及び高額療養費通知を送付</p> <p>⑰被保険者の国保給付情報の連携</p> <p>⑱保険給付金の返還請求通知の発布</p> <p>⑲口座登録・連携ファイル関係情報の取得 (省略)</p>	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2.基本情報④記録される項目 主な記録項目)	[ ] その他 ( )	[O] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )	[O] 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追記	<p>&lt;口座登録・連携ファイル関係情報&gt;</p> <p>項番 名称</p> <p>1 金融機関コード</p> <p>2 金融機関名(カナ)</p> <p>3 店番</p> <p>4 支店名(カナ)</p> <p>5 預貯金種目コード</p> <p>6 口座番号</p> <p>7 名義人氏名(カナ)</p> <p>8 記号</p> <p>9 番号</p>	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p>&lt;給付情報&gt; (省略)</p> <p>14 点数 (省略)</p> <p>52 公費食事標準負担額 (省略)</p> <p>55 国保食事療養費標準負担額 (省略)</p>	<p>&lt;給付情報&gt; (省略)</p> <p>14 点数表 (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	事後	誤字、重複の修正であり、経緯な変更であるため重要な変更当たらない
令和5年1月27日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	国民健康保険システムのシステム機能に右記を追記	・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	事前	重要な変更
令和5年1月27日	I 基本情報(別添1)事務内容	<p>&lt;その他&gt; (省略)</p> <p>医療費助成情報の受理</p>	<p>&lt;その他&gt; (省略)</p> <p>⑳医療費助成情報の受理</p>	事後	誤字、重複の修正であり、経緯な変更であるため重要な変更当たらない
令和6年3月26日	III リスク対策(7.特定個人情報ファイルの保管・消去⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策(7.特定個人情報ファイルの保管・消去⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法)	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ ( <a href="http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html">http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html</a> )	川崎市ホームページ ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html">https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html</a> )	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・併用 ⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保健所健康増進課、各区分民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保険医療政策部、各区分民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3)	健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6)	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保険医療政策部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13)	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局こども支援部こども保健福祉課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18)	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保険医療政策部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項3」「2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑧再委託の許諾方法」	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年3月26日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。  国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年3月26日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」「具体的な制限方法」	・作業者を限定及び管理するために、委託業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。	・作業者を限定及び管理するために、委託業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。  <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発給するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」「具体的方法」	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業内容及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業内容及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。  ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年3月26日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報の消去ルール」「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。  ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)